

次世代育成支援対策推進法に基づく取組状況について

1. 「一般事業主行動計画策定届」の届出状況について . . . p1
(平成 17 年 6 月末現在)
2. 特定事業主行動計画に関する策定状況の調査結果について . . . p7
(平成 17 年 7 月 1 日現在)
3. 地域行動計画に関する策定状況の調査結果について . . . p9
(平成 17 年 7 月 1 日現在)

| | |
|--------|--|
| 担 当 | 雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課 課 長 麻田 千穂子 |
| | 育児・介護休業推進室長 平野 良雄 課 長 補 佐 西村 小夜子 |
| | 電 話 03-5253-1111 (内線7864) 夜間直通 03-3595-3275 |

「一般事業主行動計画策定届」の届出状況（6月末現在）について

- ・ 3分の1以上の都道府県で行動計画策定届の届出率が8割を上回る
- ・ 全国の届出率は約6割
- ・ 届出企業の4社に1社が認定を目指す

「次世代育成支援対策推進法」に基づく、全国の企業からの一般事業主行動計画を策定した旨の届出状況は6月末現在で次のとおりである。

1. 6月30日現在における全国の「一般事業主行動計画策定届」届出状況をみると、
届出企業数 8,264社
うち 301人以上企業数 7,453社
300人以下企業数 811社となっている。
全国の301人以上企業数は、12,531社であり、
301人以上企業の届出率は約6割（59.5%）である。
2. 届出企業のうち、認定申請予定有りとしている企業数は、
301人以上企業で1,808社（届出企業の24.3%）
300人以下企業では、262社（届出企業の32.3%）
であり、届出企業の4社に1社が認定を目指している。
3. 都道府県別の届出状況をみると、301人以上企業の届出率は
最高で96.9%、最低で42.6%とばらつきがみられるが、
80%以上が16道県と全国の3分の1を超えている。
一方で、首都圏など、一部の地域で届出率が低くなっている。

都道府県別の一般事業主行動計画策定届の提出状況(平成17年6月末現在)

| | 管内の常時雇用労働者 301人以上の企業数 (A) | 一般事業主行動計画策定 届提出企業数 | 内、常時雇用労働者 301人以上の企業数 (B) | 届出率 |
|---------|-------------------------------------|-----------------------|------------------------------------|----------------|
| | | | | ((B)/(A)×100)% |
| 1:北海道 | 349 | 317 | 292 | 83.7% |
| 2:青森県 | 88 | 91 | 85 | 96.6% |
| 3:岩手県 | 88 | 74 | 58 | 65.9% |
| 4:宮城県 | 175 | 146 | 130 | 74.3% |
| 5:秋田県 | 78 | 51 | 42 | 53.8% |
| 6:山形県 | 80 | 85 | 76 | 95.0% |
| 7:福島県 | 128 | 132 | 124 | 96.9% |
| 8:茨城県 | 180 | 157 | 142 | 78.9% |
| 9:栃木県 | 107 | 98 | 89 | 83.2% |
| 10:群馬県 | 123 | 128 | 116 | 94.3% |
| 11:埼玉県 | 343 | 171 | 146 | 42.6% |
| 12:千葉県 | 274 | 194 | 180 | 65.7% |
| 13:東京都 | 3,988 | 1,842 | 1,699 | 42.6% |
| 14:神奈川県 | 640 | 330 | 299 | 46.7% |
| 15:新潟県 | 205 | 172 | 148 | 72.2% |
| 16:富山県 | 96 | 89 | 74 | 77.1% |
| 17:石川県 | 117 | 100 | 83 | 70.9% |
| 18:福井県 | 59 | 55 | 37 | 62.7% |
| 19:山梨県 | 48 | 37 | 32 | 66.7% |
| 20:長野県 | 181 | 154 | 146 | 80.7% |
| 21:岐阜県 | 143 | 127 | 104 | 72.7% |
| 22:静岡県 | 283 | 193 | 171 | 60.4% |
| 23:愛知県 | 773 | 436 | 411 | 53.2% |
| 24:三重県 | 110 | 82 | 71 | 64.5% |
| 25:滋賀県 | 62 | 65 | 53 | 85.5% |
| 26:京都府 | 230 | 137 | 124 | 53.9% |
| 27:大阪府 | 1,200 | 927 | 859 | 71.6% |
| 28:兵庫県 | 417 | 325 | 290 | 69.5% |
| 29:奈良県 | 48 | 48 | 41 | 85.4% |
| 30:和歌山県 | 34 | 33 | 24 | 70.6% |
| 31:鳥取県 | 38 | 34 | 27 | 71.1% |
| 32:島根県 | 41 | 44 | 38 | 92.7% |
| 33:岡山県 | 158 | 106 | 90 | 57.0% |
| 34:広島県 | 290 | 167 | 150 | 51.7% |
| 35:山口県 | 94 | 90 | 78 | 83.0% |
| 36:徳島県 | 34 | 32 | 22 | 64.7% |
| 37:香川県 | 91 | 103 | 83 | 91.2% |
| 38:愛媛県 | 117 | 117 | 107 | 91.5% |
| 39:高知県 | 41 | 32 | 28 | 68.3% |
| 40:福岡県 | 433 | 286 | 271 | 62.6% |
| 41:佐賀県 | 44 | 47 | 41 | 93.2% |
| 42:長崎県 | 75 | 70 | 62 | 82.7% |
| 43:熊本県 | 123 | 99 | 93 | 75.6% |
| 44:大分県 | 58 | 50 | 47 | 81.0% |
| 45:宮崎県 | 58 | 43 | 39 | 67.2% |
| 46:鹿児島県 | 110 | 88 | 75 | 68.2% |
| 47:沖縄県 | 79 | 60 | 56 | 70.9% |
| 合計 | 12,531 | 8,264 | 7,453 | 59.5% |

(参考1)

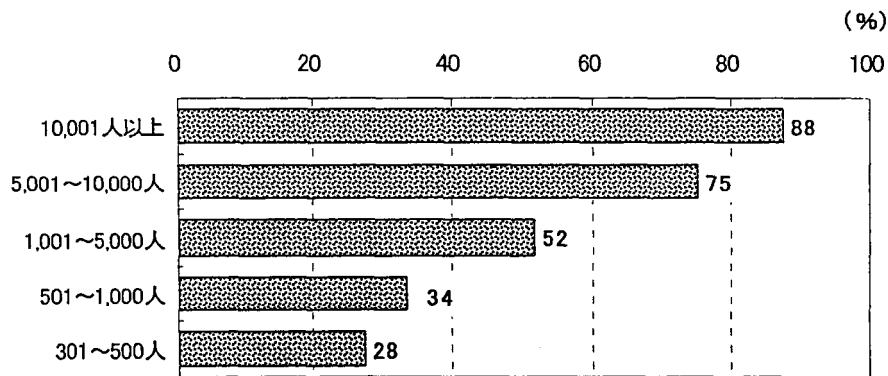
企業規模別、産業別の届出状況及び行動計画の内容

1. 企業規模別、産業別の一般事業主行動計画策定届の届出状況

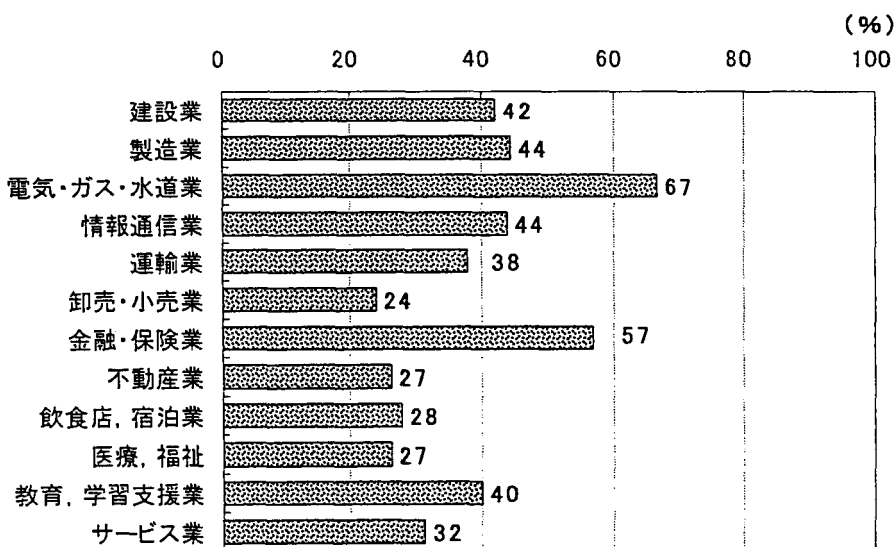
6月17日現在、東京労働局に届出済みの301人以上企業(1,653企業)の規模別、産業別の状況を見ると以下のとおりである。

企業規模別では、大企業ほど、届出率は高くなっており、産業別では電気・ガス・熱供給・水道業、金融・保険業で高くなっている。(第1図、第2図)

第1図 規模別届出企業割合



第2図 産業別届出企業割合



(注)農業、林業、漁業、鉱業は義務のある企業数がゼロまたは少数のため表示していない。サービス業は複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)の計である。

2. 一般事業主行動計画の内容について

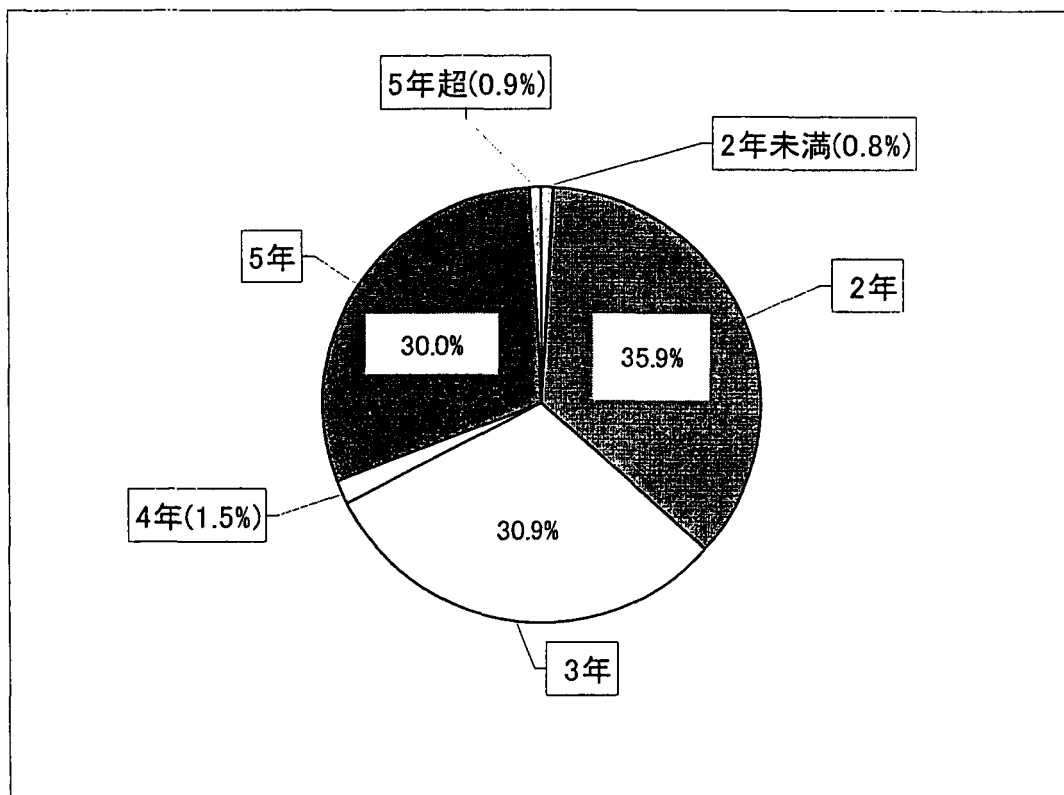
4月末日までに東京労働局に届け出られた行動計画策定届(1,192企業)に記載されている計画期間及び計画の目標として取り上げられている主な事項をみると以下のとおりである。

計画期間については、2年とする企業の割合が35.9%と最も多くなっている。

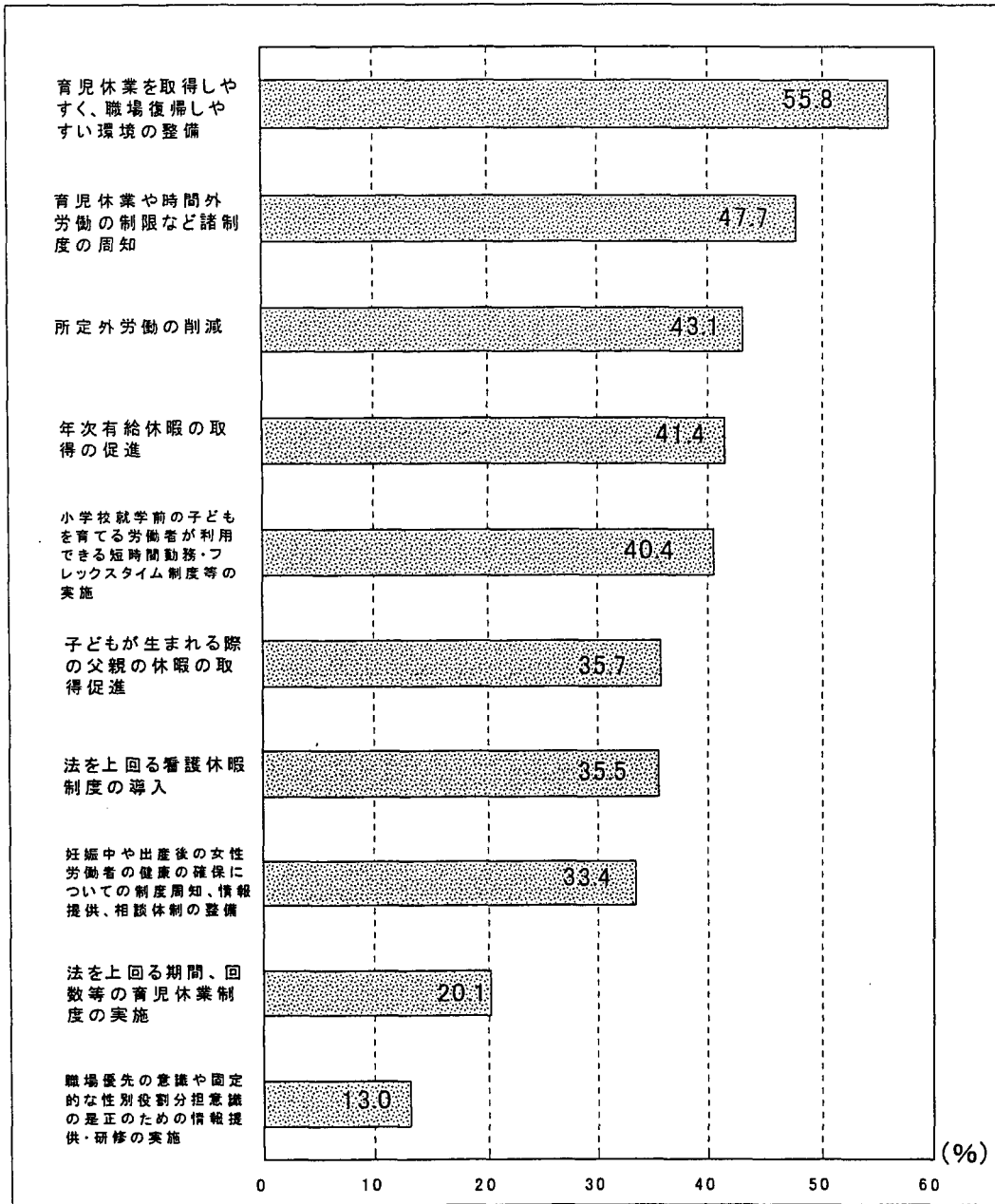
行動計画の目標として取り上げられている事項は、「育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備」が最も多く、次いで、「育児休業や時間外労働・深夜業の制限など諸制度の周知」が多くなっている。

(第3図、第4図)

第3図 計画期間別企業割合



第4図 行動計画の目標として取り上げられている主な事項別企業割合



(注)行動計画においては、複数の目標を掲げることが可能である。

(参考2)

- 「次世代育成支援対策推進法」では、301人以上の労働者を雇用する事業主は、仕事と子育てとの両立を図るために必要な雇用環境の整備等（次世代育成支援対策）を進めるための「一般事業主行動計画」を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出なければならないこととなっている。（300人以下の労働者を雇用する事業主については努力義務）

次世代育成支援対策推進法（抄）

（一般事業主行動計画の策定等）

第12条

国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

- 3 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のもの（第16条第1項及び第2項において「中小事業主」という。）は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

- 4 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出をすべきことを勧告することができる。

**次世代育成支援対策推進法に基づく
特定事業主行動計画に関する策定状況の調査結果について
(平成17年7月1日現在)**

次世代育成支援対策推進法に基づき、国及び地方公共団体（都道府県、市区町村）は、平成16年度中に、その職員等に対する特定事業主行動計画を策定することとされていたが、平成17年7月1日現在において、国及び全都道府県、全市区町村を対象に、その策定状況を調査した結果は次のとおりである。

【国の機関】

法令上策定義務のあるすべての機関が策定済み（4月1日時点で既に策定済み）

【都道府県（知事部局）】（1県が未策定）

① 策定済都道府県数 46都道府県

| | |
|------------|-----|
| 策定時期 | |
| ①平成17年3月以前 | 43件 |
| ②平成17年4月 | 0件 |
| ③平成17年5月 | 1件 |
| ④平成17年6月 | 1件 |
| ⑤平成17年7月 | 1件 |

② 未策定都道府県数 1県

| 都道府県名 | 策定予定時期 |
|-------|----------|
| 兵庫県 | 平成17年8月末 |

【市区町村（市町村長部局）】（過半数の市区町村が策定済み）

① 策定済市区町村数 1,565市区町村（65.9%）

| 策定時期 | |
|---------------------|-------|
| ①平成17年3月（4月1日を含む）以前 | 54.8% |
| ②平成17年4月 | 3.7% |
| ③平成17年5月 | 1.9% |
| ④平成17年6月（7月1日を含む） | 5.5% |

② 未策定市区町村数 810市区町村（34.1%）

| 都道府県名 | 市町村数 | 都道府県名 | 市町村数 | 都道府県名 | 市町村数 |
|-------|----------|-------|----------|-------|----------|
| 北海道 | 72 (35%) | 石川県 | 9 (41%) | 岡山県 | 11 (32%) |
| 青森県 | 11 (23%) | 福井県 | 11 (39%) | 広島県 | 11 (39%) |
| 岩手県 | 26 (46%) | 山梨県 | 18 (47%) | 山口県 | 1 (3%) |
| 宮城県 | 22 (49%) | 長野県 | 56 (55%) | 徳島県 | 15 (43%) |
| 秋田県 | 29 (73%) | 岐阜県 | 0 (-) | 香川県 | 10 (29%) |
| 山形県 | 20 (47%) | 静岡県 | 11 (24%) | 愛媛県 | 13 (57%) |
| 福島県 | 27 (33%) | 愛知県 | 3 (4%) | 高知県 | 28 (60%) |
| 茨城県 | 18 (29%) | 三重県 | 18 (38%) | 福岡県 | 33 (39%) |
| 栃木県 | 2 (5%) | 滋賀県 | 5 (15%) | 佐賀県 | 17 (49%) |
| 群馬県 | 13 (23%) | 京都府 | 17 (45%) | 長崎県 | 11 (24%) |
| 埼玉県 | 34 (40%) | 大阪府 | 7 (16%) | 熊本県 | 11 (16%) |
| 千葉県 | 14 (19%) | 兵庫県 | 31 (52%) | 大分県 | 8 (32%) |
| 東京都 | 15 (24%) | 奈良県 | 17 (39%) | 宮崎県 | 20 (45%) |
| 神奈川県 | 1 (3%) | 和歌山県 | 12 (29%) | 鹿児島県 | 15 (21%) |
| 新潟県 | 19 (42%) | 鳥取県 | 15 (75%) | 沖縄県 | 42 (86%) |
| 富山県 | 2 (10%) | 島根県 | 9 (31%) | 合計 | 810 |

※パーセントは平成17年7月1日現在の市区町村数（2,375）に対する割合

③ 未策定市区町村における未策定の理由（主なもの）

- ・市町村合併に伴い、職員の勤務条件に関する調整作業があったため。
- ・職員組合及び関係機関との協議に時間を要したため
- ・地域行動計画策定後に策定する予定であるため

【今後の対応】

都道府県を通じて早期策定の要請を行ったところであるが、引き続き策定状況を把握し、早期に策定が行われるよう働きかけていく。

次世代育成支援対策推進法に基づく 地域行動計画に関する策定状況の調査結果について (平成17年7月1日現在)

地方公共団体（都道府県、市区町村）においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成16年度中に、地域行動計画を策定することとされていたが、都道府県及び市区町村を対象に、平成17年7月1日現在の策定状況を調査した結果は次のとおりである。

【都道府県】

- ① 平成17年4月1日時点での策定済み都道府県数 44 道府県
- ② 7月1日までに新たに策定済みとなった都県数 2 都県
(山形県・東京都)
- ③ 未策定県数 1 県
(富山県)

【市区町村】

- ① 平成17年4月1日時点での策定済み市区町村数 2,314 市区町村
- ② 7月1日までに策定済みとなった市町村数 74 市町村
- ③ 未策定市区町村数 30 市区町村

【これらの市区町村の策定予定】

- ① 7月中に策定予定 11 市区町村
- ② 8月中に策定予定 7 市区町村
- ③ 9月中に策定予定 5 市区町村
- ④ 10月以降策定予定 7 市区町村

平成17年7月1日時点での都道府県別未策定市区町村数

| 都道府県名 | 市町村数 | 都道府県名 | 市町村数 | 都道府県名 | 市町村数 |
|-------|------|-------|------|-------|------|
| 北海道 | 1 | 石川県 | 0 | 岡山県 | 1 |
| 青森県 | 0 | 福井県 | 0 | 広島県 | 0 |
| 岩手県 | 1 | 山梨県 | 0 | 山口県 | 0 |
| 宮城県 | 3 | 長野県 | 0 | 徳島県 | 0 |
| 秋田県 | 0 | 岐阜県 | 0 | 香川県 | 1 |
| 山形県 | 3 | 静岡県 | 0 | 愛媛県 | 0 |
| 福島県 | 2 | 愛知県 | 1 | 高知県 | 3 |
| 茨城県 | 0 | 三重県 | 0 | 福岡県 | 0 |
| 栃木県 | 0 | 滋賀県 | 0 | 佐賀県 | 0 |
| 群馬県 | 0 | 京都府 | 0 | 長崎県 | 0 |
| 埼玉県 | 0 | 大阪府 | 0 | 熊本県 | 0 |
| 千葉県 | 1 | 兵庫県 | 0 | 大分県 | 0 |
| 東京都 | 5 | 奈良県 | 0 | 宮崎県 | 0 |
| 神奈川県 | 0 | 和歌山県 | 0 | 鹿児島県 | 0 |
| 新潟県 | 2 | 鳥取県 | 5 | 沖縄県 | 0 |
| 富山県 | 1 | 島根県 | 0 | 合計 | 30 |